

[IX] 恩納村における沿岸域の利用・保全ルールの取組み（沖縄県・恩納村）

■ 地域の特徴

沖縄の恩納村は沖縄本島の中央部西海岸側にあり、海岸線は「沖縄海岸国定公園」の「特定地域」に指定され、美しい岬やサンゴ礁の沿岸が続く。村は南北約 27km・東西約 4 kmと細長く、西は東シナ海に東は恩納岳に発する 40 近くの川があり、自然豊かな村である。人口約 1 万人で年々人口は増加している。産業は観光業が盛んで、サービス業が全就労者数の約半数を占める。漁業は従事者の減少はあるが、モズク、ヒトエグサ、海ブドウ等の栽培漁業などを中心に、地元漁港の陸揚額は伸びている（平成 12 年の年間 136 百万円に対し平成 20 年は年間 210 百万円、「恩納村の水産業」より）。近年沖縄県下でのマリンレジャーの増加はめざましく、漁業者との間でトラブルが絶えないが、恩納村では当初より漁業者とマリンスポーツ事業者が協力してきた経緯がある。

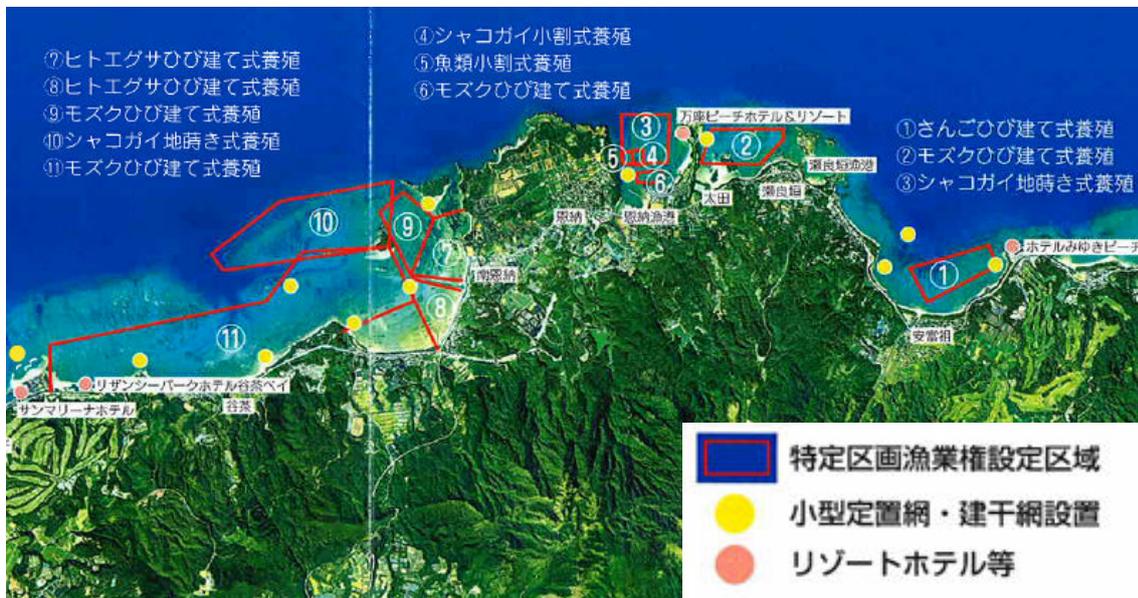


図 4-44 恩納村周辺海域における海域利用状況

(出典：恩納村沿岸域の利用・保全ルールパンフレット)

■ 取組みの概要

恩納村は早くから海の水質保全には関心が高く、平成 3 年には「恩納村環境保全条例」リゾート用域の排水基準や建物の規制などを決めている。平成 11 年の海岸法改正を受け、沖縄県から日常的な海岸管理が恩納村に委譲されると、平成 14 年国内初の過料規定を盛り込んだ「恩納村海岸管理条例」と「恩納村海岸占用料等徴収条例」を制定、海岸保全区域と一般公共海岸区域を村の管理とした。関係者の合意のもとで沿岸域の管理を行うため、平成 17 年に村長のリーダーシップのもと、有識者、村漁業組合、ホテル業者、マリンレジャー業者、商工会、村・県の行政などで組織する「恩納村沿岸域圏総合管理協議会」が設

置された。村条例や漁業法などとの整合性を図りつつ、以前より地域ルールとしてこの海域で実施されてきたものを整理し、翌年「恩納村沿岸域の利用・保全のルール」が策定された。また、ルールの推進のため協議会のもとに作業部会が設置されている。

表 4-11 本取組みの経緯

平成 3 年	恩納村環境保全条例制定
平成 14 年	恩納村海岸管理条例施行 (罰則規定あり・土砂採取の許可制あり)
	村海岸占用料等徴収条例施行海岸占有料・土砂採取額の設定
平成 17 年	恩納村沿岸域圏総合管理協議会設置 (利用・保全ルール策定のため)
平成 18 年	「恩納村沿岸域の利用・保全ルール」策定
	「恩納村沿岸域の利用・保全ルール」の推進のために恩納村沿岸域圏総合管理協議会・作業部会が設置される。

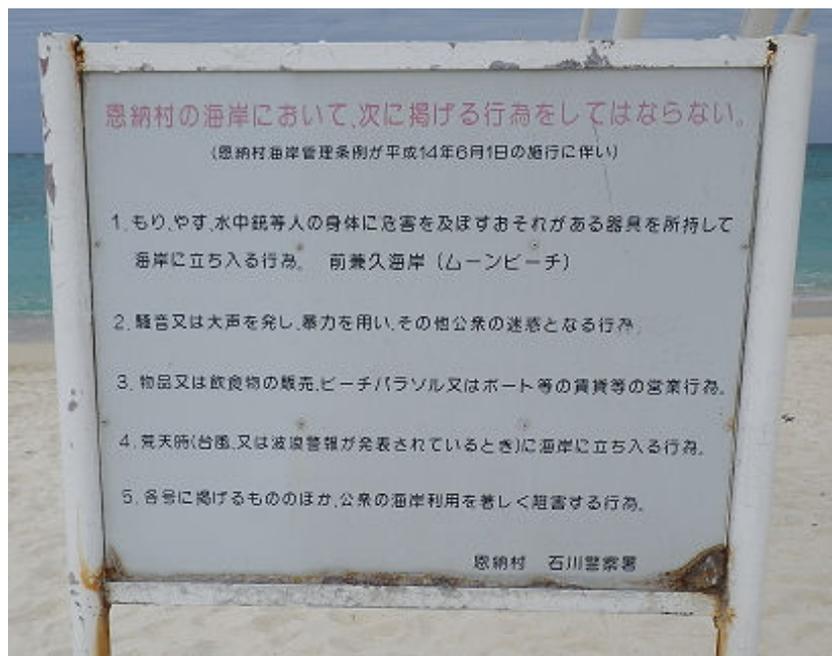


図 4-45 海岸(ムーンビーチ)に設置されている海岸における禁止事項の看板
(海岸管理条例「平成 14 年 6 月 1 日施行」と記載)

■ 本取組みで行われた総合的沿岸域管理

- 漁業と海域レジャーのより良い共生関係を築くため、専門家、村漁業組合、ホテル業者、マリンレジャー業者、商工会、村・県の行政などの、海域利用に係る関係者を網羅する体制にて協議会の議論が行われた。
- 地域の海域利用関係者において昔から調整されてきた様々な既存ルールについて、専門家の関与のもとで村条例や漁業法などとの整合性が図られ、新たに「恩納村沿岸域の利用・保全のルール」が策定された。

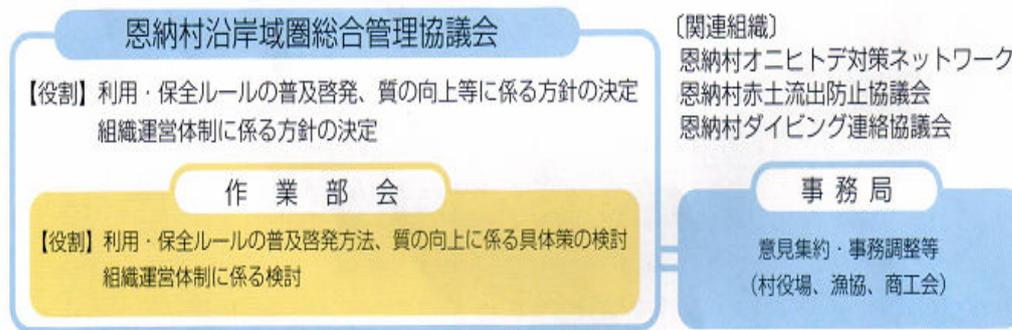


図 4-46 「恩納村沿岸域の利用・保全ルール」の推進体制

(出典：恩納村沿岸域の利用・保全ルールパンフレット)

■ 取組みの内容

□ 「恩納村沿岸域の利用・保全のルール」策定

➤ 体制

恩納村沿岸域圏総合管理協議会は、有識者、村漁業組合、ホテル業者、マリンレジャー業者、商工会、村・県の行政など、関係者を網羅した体制にて行われた。経験豊富な有識者の関与のもと、協議・合意形成が行われた。

➤ 予算

「恩納村沿岸域の利用・保全のルール」策定において、国土交通省国土計画局「平成 17 年度開放性海域における沿岸域総合管理導入調査業務」による補助事業が活用されている。

➤ 制度・計画

平成 11 年の海岸法改正を受け、恩納村は沖縄県から日常的な海岸管理を委譲されている。また、平成 14 年の恩納村海岸管理条例によって危険行為・迷惑行為等の禁止が行われている。恩納村では、「海を中心とした村づくり」を方針して掲げ、沿岸海域管理に係る取組みを行っている。

➤ 課題

様々な利用を調整するルール策定に関しては、関係者を網羅した協議の体制作りが課題となり、十分な議論を経て合意形成を図る必要がある。

➤ 成功要因

恩納村沿岸域圏総合管理協議会の設立では、村長の指導のもとで有識者、村漁業組合、ホテル業者、マリンレジャー業者、商工会、村・県の行政など、関係者を網羅する人選が行われた。また、既存の地域ルールが存在していたことが合意形成に有用に機能した。恩納村海岸管理条例など条例が整備されており、地域住環境の安全性、快適性には十分な関心を持っていたことも成功要因に挙げられる。また、関係者が共通の課題である迷惑行為の阻止を目指して協力できたことも大きな成功要因と言える。

□ 「恩納村沿岸域の利用・保全のルール」策定後～現在

➤ 体制

沿岸域圏総合管理協議会・作業部会のもとで、「恩納村沿岸域の利用・保全のルール」の普及・啓発・検討が行われている。

➤ 予算、制度・計画

ルール策定後、特に条例の制定等はない。引き続き、恩納村による海岸管理等のもとで沿岸域の適切な利用が目指されている。

➤ 課題

年々、他地区からのマリンレジャー利用者・事業者が増え、ルールを知らずに侵入して結果として漁場を荒らす事態が発生している。他地区からの侵入者、観光客にルールを徹底することが大きな課題である。

■ 沿岸域の総合的管理に資する特徴

地域ルールが存在が利用・保全ルールとして活かされた

「海を中心とした村づくり」を恩納村の方針として、村長を中心に、関係者が共存共栄できる海を保全するために、地域ルールを明文化することで、漁業資源を守りつつ、観光客に安心して安全な沿岸利用をしてもらうためのルールづくりを行った。

昭和47年の本土復帰前後から恩納村においてリゾートホテルが立ち始め、地先をプライベートビーチにするなど漁業者と争いが絶えなかった。そこで、村では環境保全条例を作り、独自の建築規制を設けて環境保全に尽くしてきた。その後、漁業者とホテル業者で地域ルールができ、ダイビングが増えたときも、その経験が生かされた。例えば、恩納村でのダイビングでは、マリンレジャー業者は地元漁業者の船を使いダイビングのポイントに行く。これにより、漁業者は漁に影響のない場所に案内できるので漁場を荒らされることもなく、また船料の収入が得られる。このように互いの共生共存を図っている。

村長のイニシアチブによる関係者を網羅する体制構築

「海を中心とした村づくり」を方針とする恩納村の村長のイニシアチブもあり、関係者を網羅する体制構築が実現した。

地域の既存ルールの背景には、地域での調整を担ってきた人的ネットワークが存在する。本取組みによるルール策定の実効性を高めるためには、このような関係者を網羅する体制構築が重要となったが、「海を中心とした村づくり」を方針とする恩納村の村長のイニシアチブもあり関係者の参加が実現した。恩納村においても、経済観光課や建設課、農林水産課といった関係部署の連携が行われた。

■ 参考資料

「恩納村沿岸域の利用・保全ルール」「恩納村村勢要覧2008」「恩納村の水産業」